

本学における研究費の不正使用について

令和 7 年 1 1 月 2 8 日

公立大学法人秋田県立大学

本学において研究費の不正使用が判明しましたので、次のとおり公表します。

1. 不正使用の概要

(1) 不正の種別

アルバイト賃金の還流行為

(2) 不正に関与した者

本学生物資源科学部 准教授

(3) 不正の具体的な内容

当該教員は、雇用契約を締結せずにAをアルバイトとして従事させ、その賃金を支払うために、雇用契約を締結していた他のアルバイトの勤務実績を水増しし、大学から支給された賃金を回収してAに渡した。

なお、水増しにより支給された賃金は全額Aに渡されており、当該教員による私的流用は確認されなかった。

- ・資金の種別 共同研究費（民間企業からの資金）
- ・不正使用額 49,000円
- ・不正が行われた年度 令和6年度

2. 経緯

学内の通報窓口に、アルバイト賃金に関する研究費の不正使用の通報があり、研究倫理委員会の予備調査を経て、調査を実施することとした。

3. 調査

(1) 調査体制

調査委員会を設置し、調査を実施した。

調査委員会の構成 学内委員2名、外部有識者2名（弁護士、公認会計士）

(2) 調査方法

アルバイト賃金に係る経理関係書類等の書面調査、関係者へのヒアリング調査

4. 再発防止策

本事案を踏まえ、教職員へのコンプライアンス教育及び不正行為防止に向けた啓発を強

化するとともに、研究費によるアルバイトの雇用手続及び労務管理を改善する。併せて、組織的な牽制機能が十分に発揮されるよう内部監査の質の向上を図り、不正行為防止計画の見直しを行う。

5. その他（本学が行った措置）

当該教員に対して、公立大学法人秋田県立大学職員就業規則に基づき、令和7年11月28日付けで減給の懲戒処分を行った。

また、秋田県立大学の研究活動の不正行為防止に関する規程に基づき、同日付けで不正使用額49,000円の本学への返還を命じた。